

茨城県報 第6351号

昭和50年8月21日

木曜日

(明治35年3月17日
第三種郵便物認可)

目次

告示

	ページ
●青少年に有害な図書(青少年課)	1
●保険医及び保険薬剤師の登録(保険課)	2
●家畜伝染病の発生(畜産課)	3
●ニューカッスル病予防のための移入禁止区域等の指定の廃止(")	3
●豚コレラ予防のための移入禁止区域等の指定の廃止(")	3
●定款変更の認可(2件)(農地管理課)	4
●土地改良事業の適当決定(")	4
●換地計画の適当決定(2件)(")	4
●道路の区域変更(道路維持課)	5
●道路の供用開始(")	6
●事業計画変更の認可(下水道課)	6
●所属店の一部改正(出納第一課)	6

(公安委員会)

●緊急自動車の指定及び指定の取消し	8
-------------------------	---

公告

●小売販売業者甲の臨時登録(流通対策課)	9
●役員の氏名及び住所(都市計画課)	9
●道路位置の指定(建築指導課)	9
●開発行為の工事完了(2件)(")	10

正誤

●昭和50年6月20日付茨城県報号外中	10
---------------------------	----

告示

茨城県告示第874号

茨城県青少年のための環境整備条例(昭和37年茨城県条例第60号)第8条第1項の規定により、青少年に有害な図書として、次のものを指定する。

昭和50年8月21日

茨城県知事 竹内藤男

指定番号	誌名	号別	発行所名
235	スペシャル	9月号	大洋図書
236	女体悦楽ポルノ集(スペシャル)	9月増刊号	"

237	リ ー ベ ッ ト	9 月 号	"
238	ミ ッ ド ナ イ ト	"	"
239	セ ク シ ャ ル	"	"
240	ビ イ ー ナ ス	9 月 特 大 号	三 洋 出 版
241	シ ョ ッ ク 情 報	9 月 号	"
242	キ ャ ン テ イ	"	"
243	シ ョ ッ カ ー	9 月 創 刊 号	"
244	PANGノ(パン)	9 月 特 大 号	光 彩 書 房
245	裸 舞 裸 舞 号 (プ ロ ポ ー シ ョ ン)	9 月 号	"
246	ロ マ ン 探 訪	9 月 愛 欲 号	"
247	実 話 セ ク シ カ	9 月 ぞ く ぞ く 号	司 書 房
248	S・M フ ロ ン テ イ ア	9 月 号	"
249	HOT マ ガ ジ ン	"	"
250	ガ ツ ツ オ ー プ ン	9 月 昇 天 号	辰 巳 出 版
251	プ レ イ ナ ウ	9 月 号	"
252	実 話 マ ン ス リ ー	9 月 ム ク ム ク 号	サ ン 出 版
253	シ ネ マ LOOK	9 月 号	"
254	S・M コ レ ク タ ー	"	"
255	女 女 (め め)	"	文 献 資 料 刊 行 会
256	ピ ン ピ ン	"	"
257	問 題 S M 小 説	"	コ バ ル ト 社
258	S M マ ガ ジ ン	"	"
259	ピ ン ク ピ ン ク	"	大 洋 書 房
260	サ ス ペ ン ス ・ マ ガ ジ ン	"	久 保 書 店
261	ビ ッ グ 特 報	"	淡 路 書 房
262	事 件 特 報	"	新 星 社
263	COQUETTE	"	せ ぶ ん 社
264	実 話 エ キ サ イ ト	"	れ も ん 社

茨城県告示第875号

保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和32年政令第87号)第9条に基づき、保険医及び保険薬剤師の登録に関し、次の事項を告示する。

昭和50年8月21日

茨城県知事 竹 内 藤 男

氏 名	登録記号番号	登録年月日
笠 井 博	茨 医 3262	50. 7. 30
松 永 彦 二	" 3263	"
坂 田 禮 一	" 3264	"
大 西 康	" 3265	"
星 野 弘 弼	" 3266	"
杉 浦 貴 四 郎	" 3267	"
福 田 睦 夫	" 3268	"
米 村 尚 晃	" 3269	"
菊 池 武 雄	" 3270	"
岡 本 浩 平	" 3271	"
細 野 輝 子	茨 薬 649	"
福 田 功 嗣	" 650	50. 7. 28

茨城県告示第876号

家畜伝染病が次のとおり発生した。

昭和50年8月21日

茨城県知事 竹 内 藤 男

病 名	畜 種	決 定 年 月 日	発 生 群 数	発 生 場 所	処 置	摘 要
ふそ病	みつばち	昭和50年7月18日	9群	結城郡千代川村見田877	焼 却	法令処分

茨城県告示第877号

昭和50年7月24日茨城県告示第759号で告示した茨城県家畜伝染病まん延防止規則に基づくニューカッスル病予防のための移入禁止区域等の指定は廃止する。

昭和50年8月21日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第878号

昭和50年7月24日茨城県告示第760号で告示した茨城県家畜伝染病まん延防止規則に基づく豚コレラ予防のための移入禁止区域等の指定は廃止する。

昭和50年8月21日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第879号

昭和50年7月18日付で麻生土地改良区から申請のあつた定款変更を、土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、昭和50年8月12日認可した。

昭和50年8月21日

茨城県知事 竹内藤男

茨城県告示第880号

昭和50年7月21日付伊讚美ヶ原記念揚水土地改良区から申請のあつた定款変更を、土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、昭和50年8月12日認可した。

昭和50年8月21日

茨城県知事 竹内藤男

茨城県告示号881第

岡郷土地改良区が行おうとする岡郷地区土地改良事業については、適当と決定したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第7項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和50年8月21日

茨城県知事 竹内藤男

1 縦覧に供する書類

岡郷土地改良区定款の写し

岡郷地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間 昭和50年8月27日から昭和50年9月16日まで

3 縦覧の場所 総和町役場

茨城県告示第882号

昭和50年2月27日付で認可申請のあつた山王堰土地改良区樋口地区の換地計画については適当と決定したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第52条の2第4項において準用する同法第8条第6項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和50年8月21日

茨城県知事 竹内藤男

1 縦覧に供する書類

換地計画の写し

2 縦覧の期間 昭和50年8月28日から昭和50年9月22日まで

3 縦覧の場所 下館市役所

茨城県告示第883号

昭和50年 6 月 12 日 付 で 認 可 申 請 の あ つ た 笠 間 市 上 加 賀 田 地 区 の 換 地 計 画 に つ い て は 適 当 と 決 定 し た の で、土 地 改 良 法 (昭 和 24 年 法 律 第 195 号) 第 52 条 の 2 第 4 項 に お い て 準 用 す る 同 法 第 8 条 第 6 項 の 規 定 に よ り 関 係 書 類 を 次 の と お り 縦 覧 に 供 す る。

昭和50年 8 月 21 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 縦覧に供する書類
換地計画の写し
- 2 縦覧の期間 昭和50年 8 月 28 日 から 昭 和 50 年 9 月 22 日 まで
- 3 縦覧の場所 笠間市役所

茨城県告示第884号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、昭和50年 8 月 21 日 から 30 日 間 茨 城 県 土 木 部 道 路 維 持 課 に お い て 一 般 の 縦 覧 に 供 す る。

昭和50年 8 月 21 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路線名 大宝停車場線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
下妻市大宝字泉町658番 地先から	旧	メートル 最大 12.6	メートル 342.0	
下妻市大宝字緑町659番 地先まで		最小 4.2		
下妻市大宝字泉町658番 地先から	新	最大 17.0	644.0	
下妻市大串字富士573番の1 地先まで		最小 4.2		

茨城県告示第885号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、昭和50年8月21日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和50年8月21日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路 線 名 県道 大宝停車場線
- 2 供用開始の区間 下妻市大宝字緑町659番地先から
下妻市大串字富士573番の1地先まで
- 3 供用開始の期日 昭和50年8月21日

茨城県告示第886号

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第63条第1項の規定により事業計画の変更を認可したので、同法第63条第2項で準用する同法第62条第1項の規定により、次のように告示する。

昭和50年8月21日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 施行者の名称 高 萩 市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
高萩都市計画下水道事業
- 3 事業施行期間 昭和45年2月2日から昭和54年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 な し
 - (2) 使用の部分

高萩市肥前町1丁目、東本町3丁目、春日町3丁目、春日町2丁目、春日町1丁目、大和町2丁目、大和町3丁目、大字安良川字蛇沼及び字東町、字西町

茨城県告示第887号

昭和48年2月19日茨城県告示第149号で告示した茨城県財務規則 (昭和44年茨城県規則第12号) 第164条第3項に規定する所属店の一部を次のように改正し、昭和50年10月1日から施行する。

昭和50年8月21日

茨城県知事 竹 内 藤 男

別表第3 本庁又は公所に属する所属店の表中

茨城県公害技術センター 茨城県立保育専門学校 茨城県水戸保健所 茨城県水戸土木事務所 茨城県立社会教育研修センター	株式会社常陽銀行泉町支店
茨城県立水戸老人ホーム 茨城県立長生園 茨城県衛生研究所 茨城県農業試験場 茨城県北家畜保健衛生所 茨城県教育研修センター 茨城県立水戸商業高等学校 茨城県立盲学校 茨城県立農業大学校	株式会社常陽銀行末広町支店

を

茨城県立保育専門学校 茨城県水戸保健所 茨城県水戸土木事務所 茨城県立社会教育研修センター	株式会社常陽銀行泉町支店
茨城県立水戸老人ホーム 茨城県立長生園 茨城県衛生研究所 茨城県農業試験場 茨城県北家畜保健衛生所 茨城県教育研修センター 茨城県立水戸商業高等学校 茨城県立盲学校 茨城県立農業大学校	株式会社常陽銀行末広町支店
茨城県公害技術センター	株式会社常陽銀行赤塚支店

に

改める。

(公 安 委 員 会)

茨城県公安委員会告示第33号

道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)第13条第1項の規定により、次のとおり緊急自動車の指定及び緊急自動車の指定の取消しを行ったので公示する。

昭和50年8月21日

茨城県公安委員会委員長 豊 崎 昇

1 緊急自動車の指定

指定番号	自動車登録番号	車名・年式	用 途	所有者又は管理者
856	茨 88 せ 2302	ニッサン 50年	警察責務遂行用	茨 城 県 警 察 本 部

2 緊急自動車の指定の取消

指定番号	自動車登録番号	車名・年式	所有者又は管理者	指 定 日 年 月 日	告示番号
2	茨 8 た 2363	いすゞ 40年	茨 城 県 警 察 本 部	40.5.15	10
74	茨 い 152	ホンダ 43年	〃	43.9.19	17
86	茨 い 155	〃	〃	〃	〃
87	茨 い 156	〃	〃	〃	〃
97	茨 い 137	〃	〃	〃	〃
98	茨 い 138	〃	〃	〃	〃
99	茨 い 139	〃	〃	〃	〃
100	茨 い 140	〃	〃	〃	〃
101	茨 い 141	〃	〃	〃	〃
102	茨 い 143	〃	〃	〃	〃
104	茨 い 145	〃	〃	〃	〃
110	茨 い 147	〃	〃	〃	〃
111	茨 い 127	カワサキ 43年	〃	〃	〃
112	茨 い 128	〃	〃	〃	〃
119	茨 い 130	〃	〃	〃	〃
121	茨 い 131	〃	〃	〃	〃
133	茨 い 132	〃	〃	〃	〃
134	茨 い 133	〃	〃	〃	〃
136	茨 い 135	〃	〃	〃	〃
202	茨 8 た 2116	トヨタ 37年	〃	36.11.10	31

446	茨 8 た 5170	ト ヨ タ 44年	〃	44.10.30	25
494	茨 88 セ 5	ニ ツ サ ン 41年	〃	45. 7. 2	13
504	茨 88 す 20	ニ ツ サ ン 45年	〃	〃	〃

公 告

●小売販売業者甲の臨時登録

食糧管理法施行規則(昭和22年農林省令第103号)第22条の4第2項の規定により次の者を小売販売業者甲として登録した。

昭和50年8月21日

茨城県知事 竹 内 藤 男

「次の者」は省略し、茨城県農林水産部流通対策課及び県北農林事務所において縦覧に供する。

●^{取手市}役員の氏名及び住所

桑原第一土地区画整理組合の理事の氏名等を土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第29条第2項の規定により次のとおり公告する。

昭和50年8月21日

茨城県知事 竹 内 藤 男

理 事	菊 地 勝 志 郎	取手市大字桑原1104番地
〃	蛭 原 初 男	〃 〃 1105番地
〃	蛭 原 光 明	〃 井野台二丁目3番46号
〃	菊 地 誠 一	〃 大字桑原1101番地
〃	菊 地 毅	〃 〃 1102番地
〃	野 村 重 治	〃 〃 1082番地
〃	野 村 喜 伊	〃 〃 1089番地
〃	柳 田 邦 雄	〃 〃 1137番地
〃	山 本 菊 太 郎	〃 大字井野 674番地

●道路位置の指定

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

昭和50年8月21日

茨城県知事 竹 内 藤 男

指定番号	指 定 年 月 日	申 請 者		道 路 の 位 置	道路幅員及び延長	
		氏 名	住 所		幅 員 (m)	延 長 (m)
高土木指令 第494号	50. 8. 8	森 章一	高萩市大字安良 川1460	高萩市大字安良川字岩 本坊1460—4, 1471—1	4.00	25.70

●開発行為の工事完了

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第2項の規定に基づき、次の地域の工事が昭和50年8月1日に完了した。

昭和50年8月21日

茨城県知事 竹内藤男

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

日立市水木町1丁目77番, 78番, 79番, 80番, 81番, 82番, 83番, 84番, 85番, 86番, 87番, 88番, 89番, 91番, 92番, 93番, 94番, 96番, 97番, 98番, 99番, 100番の1, 157番の2, 2丁目105番の2

2 事業主の住所及び氏名

日立市幸町3-4-6
日立木材地所(株) 森岡道一

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定に基づき、次の地域の工事が昭和50年8月7日に完了したことを公告する。

昭和50年8月21日

茨城県知事 竹内藤男

1 工事を完了した施行地区の地域の名称

稲敷郡阿見町大字荒川沖字鶉野1749

2 事業主の住所及び氏名

東京都品川区東五反田5-25-12
近畿電気工事株式会社東京支社
取締役支社長 真砂野 昭

正 誤

昭和50年6月20日付茨城県報号外中次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	行	誤	正
1	4	(農地管理課)	(境土地改良事務所)

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1ヵ月)
(休日の場合は繰り下ぐ) (金 7 0 0 円)

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

発行人
発行所

茨 城 県

印刷所 茨 城 県 印 刷 所